

原安防発第145号

2024年7月1日

原子力規制委員会

原子力規制庁

緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社

原子力事業本部

原子力安全・技術部門統括

伊 阪 啓

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の社内組織改正の施行について

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（2024年6月24日届出）の第5章 第3節 附則の1. の社内組織改正について、2024年7月1日より施行しますのでご連絡いたします。

以 上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現行	修正案	理由
高浜発電所 原子力事業者防災業務計画 <u>2023年8月</u> 関西電力株式会社	高浜発電所 原子力事業者防災業務計画 <u>2024年6月</u> 関西電力株式会社	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
(2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時または原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災要員に周知する。 (2) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。 (3) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備する。 (1) 別図2-2-6に定める警戒事象に基づく連絡 (2) 別図2-2-7に定める警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-8に定める発電所対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-9および別図2-2-10に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡 (5) 別図2-2-11および別図2-2-12に定める原災法第10条第1項の通報後の報告連絡	(2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時または原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災要員に周知する。 (2) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。 (3) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備する。 (1) 別図2-2-6に定める警戒事象に基づく連絡 (2) 別図2-2-7に定める警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-8に定める発電所対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-9および別図2-2-10に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡 (5) 別図2-2-11および別図2-2-12に定める原災法第10条第1項の通報後の報告連絡	社内組織改正に伴う変更(以下、同じ。)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
り定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続(衛星回線経由による接続を含む)が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム 2. 集合・退避場所 <u>所長室長</u>は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>所長室長</u>は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急医療処置室等 <u>所長室長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。 4. 気象観測設備 計装保修課長は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観	り定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続(衛星回線経由による接続を含む)が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム 2. 集合・退避場所 <u>総務課長</u>は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>総務課長</u>は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急医療処置室等 <u>総務課長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。 4. 気象観測設備 計装保修課長は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観	社内組織改正に伴う変更

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
いることを確認する。 (3) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、別表2-3-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（a．およびb．は衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a．ファクシミリ、電話 b．テレビ会議システム c．安全パラメータ伝送システム 9．原子力事業所災害対策支援拠点 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表2-5-17のとおりあらかじめ選定しておく。 a．被ばく線量・入退域管理 b．汚染検査（サーベイ）・除染 c．車両や重機等の除染・汚染検査 d．更衣および使用済の防護服等の仮保管 e．サイト等立入車両の駐車 f．物資輸送体制の準備 なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図2-5-17に示す。 第6節 原子力防災教育の実施 1．発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-18に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制および組織に関する知識 (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識	- 5-15により維持する。 (2) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-15に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、別表2-3-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（a．およびb．は衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a．ファクシミリ、電話 b．テレビ会議システム c．安全パラメータ伝送システム 9．原子力事業所災害対策支援拠点 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表2-5-17のとおりあらかじめ選定しておく。 a．被ばく線量・入退域管理 b．汚染検査（サーベイ）・除染 c．車両や重機等の除染・汚染検査 d．更衣および使用済の防護服等の仮保管 e．サイト等立入車両の駐車 f．物資輸送体制の準備 なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図2-5-17に示す。 第6節 原子力防災教育の実施 1．発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-18に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制および組織に関する知識 (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	前ページから移動 社内組織改正に伴う変更 次ページへ移動

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
第5章 その他 第1節 福井県内の他原子力事業者への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－１－３３に定める要員の派遣および資機材の貸与 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力 （３）上記（１）および（２）による協力を円滑に進めるための別図５－１－１９に定める発電所支援会議の設置 第2節 福井県外の原子力事業者等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３４に定める要員の派遣および資機材の貸与 第3節 附則 1. 本計画のうち、2号機の「<u>特重発電機</u>」、「<u>特重フィルタベント</u>」および特重施設に係る事項については、<u>特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</u> 2. 本計画のうち、2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、<u>蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</u> 3. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の人数の変更に係る事項については、組織改正（土木建築工事グループ廃止）の実施日から適用する。</u>	第5章 その他 第1節 福井県内の他原子力事業者への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－１－３３に定める要員の派遣および資機材の貸与 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力 （３）上記（１）および（２）による協力を円滑に進めるための別図５－１－１９に定める発電所支援会議の設置 第2節 福井県外の原子力事業者等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３４に定める要員の派遣および資機材の貸与 第3節 附則 1. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第2章第5節2. 集合・退避場所のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。</u> <u>第2章第5節3. 緊急医療処置室等のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。</u> <u>第2章第2節3. 要員の非常招集の方法のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。</u> <u>第2章第5節9. 原子力事業所災害対策支援拠点のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技</u>	社内組織改正に伴う変更 附則適用による削除および附則の追加

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
	<u>術)」と読み替える。</u> <u>第 5 章第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。</u> <u>第 5 章第 2 節 福井県外の原子力事業者等への協力のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。</u>	附則の追加

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																																																																								
別表２－１－１ 原子力防災要員の職務と配置 <table><tr><th>職 務</th><th>配 置</th><th>要 員</th><th>要 員 数</th></tr><tr><td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>本部附 情報班員</td><td>9名以上</td></tr><tr><td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>副本部長 安全管理班員 発電班員</td><td>7名以上</td></tr><tr><td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内または原子力 防災センター</td><td>本部附 広報班員</td><td>7名以上</td></tr><tr><td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員</td><td>20名以上</td></tr><tr><td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>発電班員</td><td>92名*以上</td></tr><tr><td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>保修班員 放射線管理班員</td><td>36名*以上</td></tr><tr><td>放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>保修班員 放射線管理班員</td><td>17名以上</td></tr><tr><td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員 保修班員</td><td>16名以上</td></tr><tr><td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員</td><td>10名以上</td></tr><tr><td>原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員</td><td>10名以上</td></tr></table> 注）＊：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	92名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上	別表２－１－１ 原子力防災要員の職務と配置 <table><tr><th>職 務</th><th>配 置</th><th>要 員</th><th>要 員 数</th></tr><tr><td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>情報班員</td><td>9名以上</td></tr><tr><td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>副本部長 安全管理班員 発電班員</td><td>7名以上</td></tr><tr><td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内または原子力 防災センター</td><td>本部附 広報班員</td><td>7名以上</td></tr><tr><td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員</td><td>20名以上</td></tr><tr><td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>発電班員</td><td>92名*以上</td></tr><tr><td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>保修班員 放射線管理班員</td><td>36名*以上</td></tr><tr><td>放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内または 原子力防災センター</td><td>保修班員 放射線管理班員</td><td>17名以上</td></tr><tr><td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員 保修班員</td><td>16名以上</td></tr><tr><td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員</td><td>10名以上</td></tr><tr><td>原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員</td><td>10名以上</td></tr></table> 注）＊：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班員	9名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	92名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上	社内組織改正に伴う変更
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	9名以上																																																																																							
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上																																																																																							
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	92名*以上																																																																																							
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上																																																																																							
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上																																																																																							
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上																																																																																							
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上																																																																																							
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班員	9名以上																																																																																							
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	7名以上																																																																																							
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部附 広報班員	7名以上																																																																																							
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	20名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	92名*以上																																																																																							
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	36名*以上																																																																																							
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	17名以上																																																																																							
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	16名以上																																																																																							
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	10名以上																																																																																							
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上																																																																																							

別図2-1-1 発電所原子力防災組織⁵

部	警務本部	主 要 な 組 織	原力防災団体	人数*
総務課	1. 警察本部の組織・運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の編成、輸送手段確保 4. 警用犬管理施設(訓練場)の管理・施設 5. 警用車両の整備・運用 6. 見学者、協力会社等の選定・連絡調整 7. 他に必要とされる業務事項	1. 警察本部の組織・運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の編成、輸送手段確保 4. 警用犬管理施設(訓練場)の管理・施設 5. 警用車両の整備・運用 6. 見学者、協力会社等の選定・連絡調整 7. 他に必要とされる業務事項	1. 警察本部の組織・運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の編成、輸送手段確保 4. 警用犬管理施設(訓練場)の管理・施設 5. 警用車両の整備・運用 6. 見学者、協力会社等の選定・連絡調整 7. 他に必要とされる業務事項	14
広報課	1. 情報提供対応 2. 見学者の送迎誘導 3. 広報活動(視察ツアーを含む)	1. 情報提供対応 2. 見学者の送迎誘導 3. 広報活動(視察ツアーを含む) 4. 電子防災センターにおける情報の受発	1. 情報提供対応 2. 見学者の送迎誘導 3. 広報活動(視察ツアーを含む) 4. 電子防災センターにおける情報の受発	5
情報課	1. 社会資本本部との情報受取・伝達 2. 緊急災害発生時情報の整理・収集・記録・発信 3. 国・地方公共団体関係者との連絡調整 4. 社会関係機関への連絡調整および受信 5. 広域資料の集約 6. 他に必要な業務事項	1. 社会資本本部との情報受取・伝達 2. 緊急災害発生時情報の整理・収集・記録・発信 3. 国・地方公共団体関係者との連絡調整 4. 社会関係機関への連絡調整および受信 5. 広域資料の集約 6. 他に必要な業務事項	1. 社会資本本部との情報受取・伝達 2. 緊急災害発生時情報の整理・収集・記録・発信 3. 国・地方公共団体関係者との連絡調整 4. 社会関係機関への連絡調整および受信 5. 広域資料の集約 6. 他に必要な業務事項	8
安全管理課	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故調査内の整備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故調査内の整備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故調査内の整備、立入制限 3. 防護施設の運用	10
防災経理管理課	1. 東電管内外の収支額、収付金の測定、状況把握 2. 配電区・管轄、出納帳簿、仕入禁止措置 3. 燃料消費管理費の把握・点検 4. 災害対策活動に伴う収支補助償還申請	1. 東電管内外の収支額、収付金の測定、状況把握 2. 配電区・管轄、出納帳簿、仕入禁止措置 3. 燃料消費管理費の把握・点検 4. 災害対策活動に伴う収支補助償還申請	1. 東電管内外の収支額、収付金の測定、状況把握 2. 配電区・管轄、出納帳簿、仕入禁止措置 3. 燃料消費管理費の把握・点検 4. 災害対策活動に伴う収支補助償還申請	12
備蓄課	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 緊急避難時の食糧配布 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 緊急避難時の食糧配布 4. 消火活動 5. 消水活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 緊急避難時の食糧配布 4. 消火活動 5. 消水活動	40 ^{a,4}
保健医課	1. 事故直後の応急処置の立案・実施 2. 見学者、協力会社員等の選定・連絡調整 3. 医療者、協力 4. 負傷者の救済 5. 消火活動	1. 事故直後の応急処置の立案・実施 2. 見学者、協力会社員等の選定・連絡調整 3. 医療者、協力 4. 負傷者の救済 5. 消火活動	1. 事故直後の応急処置の立案・実施 2. 見学者、協力会社員等の選定・連絡調整 3. 医療者、協力 4. 負傷者の救済 5. 消火活動	71
特設係	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応	—

別図2-1-1 発電所原子力防災組織

課	業務区分別	主 要 職 務	原工作力提供別	人数 ¹⁾
総務課	1. 事務本部の総務、庶務、指命の伝達 2. 庶務の総務、庶務の手配確保 3. 庶務の総務、輸送手配確保 4. 庶務の総務、輸送手配確保 5. 庶務の総務、輸送手配確保 6. 庶務の総務、輸送手配確保 7. 庶務の総務、輸送手配確保	1. 事務本部の総務、庶務、指命の伝達 2. 庶務の総務、輸送手配確保 3. 庶務の総務、輸送手配確保 4. 庶務の総務、輸送手配確保 5. 庶務の総務、輸送手配確保 6. 庶務の総務、輸送手配確保 7. 庶務の総務、輸送手配確保	1. 事務本部の総務、庶務、指命の伝達 2. 庶務の総務、輸送手配確保 3. 庶務の総務、輸送手配確保 4. 庶務の総務、輸送手配確保 5. 庶務の総務、輸送手配確保 6. 庶務の総務、輸送手配確保 7. 庶務の総務、輸送手配確保	14
広報課	1. 広報関係の対応 2. 広報関係の対応 3. 広報関係の対応	1. 広報関係の対応 2. 広報関係の対応 3. 広報関係の対応	1. 広報関係の対応 2. 広報関係の対応 3. 広報関係の対応	5
情報課	1. 社会情報本部との情報受領、伝達 2. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 3. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 4. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 5. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 6. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録	1. 社会情報本部との情報受領、伝達 2. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 3. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 4. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 5. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 6. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録	1. 社会情報本部との情報受領、伝達 2. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 3. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 4. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 5. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録 6. 社会情報本部内情報中の整理、収集、記録	9
安全管理課	1. 事故現場の把握、対応 2. 事故現場内の整備、立入制限 3. 防護設備の運用	1. 事故現場の把握、対応 2. 事故現場内の整備、立入制限 3. 防護設備の運用	1. 事故現場の把握、対応 2. 事故現場内の整備、立入制限 3. 防護設備の運用	12
契約管理課	1. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	1. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	1. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 契約管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	12
労務課	1. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	1. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	1. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 2. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 3. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握 4. 労務管理内外の契約書、契約書の管理、状況把握	40 ⁴⁾
保健課	1. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 2. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 3. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 4. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 5. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施	1. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 2. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 3. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 4. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 5. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施	1. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 2. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 3. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 4. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施 5. 事業所内の安全、応急対策の立案、実施	71
計務課	1. 本部の事務への対応	1. 本部の事務への対応	1. 本部の事務への対応	1

社内組織改正の実施
に伴う附則削除

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
別図 2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路 (1/2) (若狭)	別図 2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路 (1/2)[※] (若狭)	社内組織改正に伴う変更
	※：本図は、組織改正に係る保安規定施行前日まで適用する。	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
(新規追加)	別図 2 - 2 - 5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路 (1 / 2)[※] (若狭) ※：本図は、組織改正に係る保安規定施行日から適用する。	社内組織改正に伴う変更